

# 総務委員長報告

令和5年9月21日

今期定例会において、総務委員会に付託を受けました議案4件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第92号

令和5年度西都市一般会計予算補正（第5号）について本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳入につきまして主なものは、寄附金5億40万円、繰越金7億1,068万円を増額補正し、県支出金2,382万1千円を減額補正しようとするものであります。

歳出について主なものは、総務費に市債管理基金積立金として3億6千万円、衛生費に環境整備事業基金積立金として1億7,534万円の予算などが計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より

「マイナンバー法等が改正されたことに伴うシステム改修費として、住基ネットワーク改修業務委託料が計上されている。マイナンバー交付率89.8%と高い交付率を誇る本市であるが、全国的にマイナンバーに関するトラブルが多発している中、トラブルなく高い交付率で推移されていることを評価したい。デジタル変革宣言をされた本市であるので、今後も引き続きトラブルなく適切に推進していただきたい」との意見・要望がなされました。

次に、議案第99号 令和5年度西都児湯いじめ問題調査委員会特別会計予算補正（第1号）について

であります。

本案は、諸支出金など、総額3万4,000円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 100 号 令和 5 年度西都児湯公平委員会特別会計予算補正  
(第 1 号) について

であります。

本案は、繰出金など、総額 51 万 3 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 105 号 辺地総合整備計画の変更について

であります。

本案は、東米良・穂北・南方辺地に係る総合整備計画を変更することについて議会の議決を得ようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。